

資 料 編

1	第4次那覇市男女共同参画計画 策定経過	93
2	第14・15期 那覇市男女共同参画会議 委員名簿	94
3	那覇市男女共同参画推進条例	95
4	男女共同参画社会基本法	97
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	101
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	110
7	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	118
8	用語解説	120
9	男女共同参画に関するこれまでのあゆみ	123
10	那覇市男女共同参画に関する市民意識調査	129
11	那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査	130

1 第4次那覇市男女共同参画計画 策定経過

那覇市男女共同参画会議

	年月日	会議の種類	会議の内容
平成 29 年度	平成 29 年 11 月 30 日	諮問	次期計画への提言について
		第 1 回会議	次期計画の基本構成案について
	平成 30 年 3 月 16 日	第 2 回会議	今後の計画策定スケジュールについて
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 24 日	第 1 回会議	現行計画の進捗状況について
	平成 31 年 2 月 22 日	第 2 回会議	次期計画素案審議
令和元年度	令和元年 5 月 8 日	第 1 回会議	次期計画素案審議
	6 月 3 日	第 2 回会議	提言（答申）案審議
	6 月 21 日	第 3 回会議	提言（答申）案審議
	7 月 3 日	第 4 回会議	提言（答申）案審議・承認
	7 月 11 日	答申	市長へ提言

那覇市男女共同参画行政推進委員会・幹事会、庁議

	年月日	会議の種類	会議の内容
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 26 日	第 1 回推進委員会	次期計画基本構成案について
	5 月 2 日	第 1 回幹事会	次期計画基本構成案について
	10 月 17 日	第 2 回幹事会	各課の回答結果について
	平成 31 年 1 月 22 日	第 3 回幹事会	次期計画事業・指標案について
	2 月 5 日	第 2 回推進委員会	次期計画素案審議・承認
令和元年度	令和元年 5 月 7 日	第 1 回推進委員会	次期計画素案の見直しについて
	5 月 23 日	第 1 回幹事会	次期計画素案の修正案審議・承認
	5 月 27 日	第 2 回推進委員会	次期計画素案の修正案審議・承認
	8 月 8 日	第 2 回幹事会	次期計画素案の修正案審議・承認
	8 月 9 日	第 3 回推進委員会	次期計画素案の修正案審議・承認
	11 月 8 日	庁議	次期計画の策定について

市民意見募集（パブリック・コメント）

令和元年度	令和元年 7 月 11 日（木）～8 月 6 日（火）実施	意見件数：60 件（18 人）
-------	-------------------------------	-----------------

2 第14・15期 那覇市男女共同参画会議 委員名簿

第14・15期

氏 名	所属等
矢 野 恵 美 (会 長)	琉球大学法科大学院 教授
山 崎 新 (副会長)	一般社団法人 沖縄じんぶん考房 代表理事
小 林 健 一 (副会長)	えるだ法律特許事務所 弁護士
渡嘉敷 みどり	那覇市立病院 産婦人科総括科部長
秋 吉 晴 子	しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄代表
島 袋 隆 志	沖縄大学法経学部 准教授
大 城 貴代子	那覇市女性ネットワーク会議 (あけもどろ女性の会) 会長
翁 長 孝 枝	那覇市女性ネットワーク会議 (あけもどろ女性の会) 顧問
仲 昌 代	那覇市女性の翼の会会長 那覇商工会議所女性会 副会長
新 垣 誠	沖縄キリスト教学院大学 人文学部長 教授
吉 川 麻衣子	沖縄大学 人文学部 准教授
伊 禮 靖	那覇市PTA連合会 会長
名 嘉 泰	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 那覇市パーソナルサポートセンター 統括責任者
土 屋 由美子	子育て応援キャラバン隊なは はぐくみ 相談役
新 城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員連合会 会長

第14期

小橋川 邦 也	まちづくりサポートセンター 主宰
田 端 一 正	沖縄県教育庁 那覇教育事務所 所長

3 那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育者の責務）

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁上）

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）、ドメスティック・バイオレンス（夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。）その他性別による人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の配慮）

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（基本計画の策定）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たって

は、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（公表）

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

（苦情の申出）

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

（広報活動等）

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（男女平等週間）

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

（審議会等における委員の構成）

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン（平成10年9月20日策定）は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

4 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第 1 条—第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択

に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条

第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号

最終改正：令和元年 6 月 26 日 法律第 46 号

目次

前文

第1章 総則(第 1 条・第 2 条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第 3 条—第 5 条)

第3章 被害者の保護(第 6 条—第 9 条の 2)

第4章 保護命令(第 10 条—第 22 条)

第5章 雑則(第 23 条—第 28 条)

第5章の2 補則(第 28 条の 2)

第6章 罰則(第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5

項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 3 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条及び第 8 条の 3 において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 5 第 4 章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第 3 号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護を図るための活動を行う
民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第 4 条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第 5 条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第 6 条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治 40 年法律第 45 号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)その他の法令の定めるところによ

り、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対

する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 1 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 1 面会を要求すること。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において

密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 1 申立人の住所又は居所の所在地
- 2 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 2 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配

偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 3 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 4 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 5 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保

護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申

立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18

条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 1 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 2 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 3 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 4 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
- 1 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
 - 2 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

- 第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 略
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則(令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
- 2 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日
- 3 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日 (平成 29 年法律第 64 号)

目次

第1章 総則(第 1 条—第 4 条)

第2章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)

第2節 一般事業主行動計画(第 8 条—第 14 条)

第3節 特定事業主行動計画(第 15 条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 16 条・第 17 条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 18 条—第 25 条)

第5章 雑則(第 26 条—第 28 条)

第6章 罰則(第 29 条—第 34 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対し

て及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等 (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

2 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

4 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下

この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

1 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

3 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働大臣に届け出なければならない。これを
変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 計画期間

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする

場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第 20 条第 1 項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

1 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

3 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以

外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第 16 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における

女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 1 一般事業主の団体又はその連合団体
- 2 学識経験者
- 3 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 2 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 4 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。別表第1第20号の26の次に次の1号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

附則(平成29年3月31日法律第14号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2 及び3 略

4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 38 条第 3 項の改正規定(「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。)、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の

規定並びに附則第 33 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成 30 年 1 月 1 日

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律(附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日公布・施行 法律第28号)

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるも

のとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果

を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

8 用語解説

(五十音順)

1	アウティング	本人の了解を得ずに、公にしていけない性的指向(恋愛や性的欲求の対象となる性・好きになる性)や性自認(自分が認識する性別・こころの性)を暴露すること。 ※セクシュアリティは、大切な個人情報。いつ・誰に話すかということは、本人だけが決められる。
2	一般事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならない(300人以下の中小企業は努力義務)。
3	うないフェスティバル	国連婦人の十年の最終年 1985(昭和 60)年に「女たちからのメッセージ」をテーマに始まり、平和を基調に男女平等社会の実現やあらゆる立場の人々との共生を目指し、自己表現やネットワークづくりの場として、2014(平成 26)年の第 30 回まで開催された。
4	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
5	SDGs (持続可能な開発目標) (Sustainable Development Goals)	2001(平成 13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として 2015(平成 27)年 9 月に国連で採択された、2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標(持続可能な開発のための 2030 アジェンダ)。 MDGs の残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに、17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられている。
6	LGBT(LGBTQ)	レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の略称。性的マイノリティの総称として用いられることもある。これに、LGBT では区切れない性的マイノリティとしての「クエスチョニング(Q)」を加えて、「LGBTQ」と表記する場合もある。
7	えるぼし認定	女性活躍推進法に基づき、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができる。
8	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味する。特に、女性の場合、ジェンダー意識により発揮することを妨げられていた潜在的能力を開発し、経済的のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力等、様々な場面で自己決定できる力を持つことを意味する。
9	クオータ制(割当制)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
10	固定的性別役割分担意識 (固定的な性別役割分担意識)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
11	ジェンダー (社会的性別、Gender)	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをさす。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

12	ジェンダー開発指数 (GDI) ジェンダー不平等指数 (GII) ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)	GDIは国連開発計画(UNDP)が「人間開発報告書」において公表。人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される。 GIIは国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等。 GGIは世界経済フォーラムが公表している指数。経済、教育、保健、政治の各分野ごとに各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。
13	女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	1979(昭和54)年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、1981(昭和56)年に発効。我が国は1985(昭和60)年に批准。女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
14	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	2015(平成27)年に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられた。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務。10年間の時限立法。
15	ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。
16	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018(平成30)年公布・施行。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。
17	性的指向・性自認 SOGI(ソジ)・ SOGIハラスメント	性的指向(Sexual Orientation)とは、恋愛や性的欲求の対象となる性(好きになる性)をいい、性自認(Gender Identity)は、自分が認識する性別(こころの性)をいう。 SOGI(性的指向・性自認の頭文字)は、性的指向・性自認のことをいい、「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指すため、すべての人を表す。SOGIハラスメントは、誰もがもつ性に関するあらゆる差別的扱い等を指す。
18	セクシュアリティ	性は、からだの性、こころの性、好きになる性、表現する性の4つの要素で考えることができ、この4つが集まってできる性のあり方をいう。
19	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。 2007(平成19)年から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクハラについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となり、男性に対するセクハラも法律の対象とすることとなった。
20	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

21	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
22	男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保等 に関する法律)	募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。また、男女雇用機会均等法の指針の改正により、同性に対するものや、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、指針の対象となった。
23	デートＤＶ	結婚していない恋人間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
24	トートーメー（位牌）	沖縄では位牌のことを一般的には指すが、位牌にとどまらず祖先のことまで含めた呼称である。トートーメーの継承と財産分与については男性を優先する考えが一部にあり、日常生活の中に様々な形で慣習として女性に対し不平等な扱いがなされている。
25	ドメスティック・バイオ レンス（ＤＶ）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力・精神的暴力・性的暴力など様々な形態の暴力が存在し、これらの暴力は、単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっている。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。
26	働き方改革	働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。 働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じる。
27	パタニティ・ハラスメン ト（パタハラ）	働く男性の育休取得や育児のための短時間勤務などを妨げる行為。
28	パワー・ハラスメント （パワハラ）	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。
29	ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。
30	マタニティ・ハラスメン ト（マタハラ）	働く女性が妊娠・出産に関連し、職場において受ける精神的・肉体的嫌がらせのこと。
31	面前ＤＶ	子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法（2000年成立）の2004年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。 直接的に暴力を受けなくても、ＤＶを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどＰＴＳＤを発症することが少なくない。
32	リプロダクティブ・ ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康と 権利）	「女性の性と生殖に関する健康と権利」のこと。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し、女性の自己決定権を尊重する考え方。1994（平成6）年の国際人口開発会議（カイロ）において提唱された。
33	リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
34	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

9 男女共同参画に関するこれまでのあゆみ ～世界・国内・県内・那覇市の動き～

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1975 年 昭和 50 年	◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 ◆第 30 回国連総会、1976 年～85 年を「国連婦人の十年」とすることを宣言	◆総理府婦人問題担当業務開始 ◆婦人問題企画推進本部設置（本部長・内閣総理大臣、関係 10 省庁） ◆婦人問題企画推進会議設置	◆沖縄県婦人連合会、県に対し「男女平等・婦人の地位向上」について要請	
1976 年 昭和 51 年	◆「国連婦人の十年」スタート ◆日本初の女性国連公使誕生（緒方貞子） ◆「国連婦人の十年基金」設立 開発途上国の女性の自立を援助（1985 年「国連女性開発基金」ユニフェムに改称）	◆教職員等育児休業法施行 ◆民法一部改正施行 離婚復氏 → 婚氏続称（離婚後も婚姻時の姓の使用が可能に）	◆労働商工部労政課を婦人行政所管課と定め、担当の専任職員を配置	◆経済部労働福祉課に勤労婦人担当（主査 1 人）を配置
1977 年 昭和 52 年		◆「婦人の十年国内行動計画」策定 ◆「国内行動計画」前期重点目標決定 ◆国立婦人教育会館（現・国立女性教育会館）開館	◆第 1 回沖縄県婦人問題会議開催 ◆沖縄県婦人関係行政推進会議設置 ◆沖縄県婦人問題懇話会設置	
1978 年 昭和 53 年		◆第 1 回婦人白書「婦人の現状と施策」発表	◆「国際婦人年行動計画を实践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成（婦団協）	
1979 年 昭和 54 年	◆第 34 回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		◆生活福祉部に青少年婦人課を設置	
1980 年 昭和 55 年	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	◆「女子差別撤廃条約」を 1985 年に批准するため、国内法制諸条件の整備に努めることを決定 ◆「国連婦人の十年」中間世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名	◆「トートーメー継承」についての論議沸きおこる ◆「国連婦人の十年」記念、第 1 回沖縄県国内研修を実施（埼玉・東京）	
1981 年 昭和 56 年	◆「女子差別撤廃条約」発効	◆「国内行動計画後期重点目標」策定 ◆民法、家事審判法一部改正 配偶者の法定相続分 3 分の 1 → 2 分の 1 へ ◆国税庁が女性 G メン採用 ◆初の女性航空管制官誕生	◆沖縄県議会、内閣総理大臣に対し、「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する意見書提出	◆那覇市働く婦人の家を開設
1982 年 昭和 57 年		◆母子福祉法一部改正（母子 → 母子及び寡婦） ◆東京で女性税務署長誕生 ◆「パートバンク」発足		
1983 年 昭和 58 年		◆日本初の女性論説委員誕生（増田れい子・毎日新聞社）	◆県知事、内閣総理大臣あて「女子差別撤廃条約」の早期批准について要望書提出 ◆沖縄県で共働き夫婦規制問題起こる	
1984 年 昭和 59 年		◆池田内閣以来 22 年ぶりの女性大臣誕生（石本茂環境庁長官）	◆「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定	

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1985 年 昭和 60 年	◆「国連婦人の十年」最終年世界会議・N G O フォーラム（ナイロビ）開催 ◆「西暦 2000 年にむけて女性の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択	◆国籍法・戸籍法一部改正（父系血統主義→父母両系血統主義）施行 ◆「女子差別撤廃条約」批准 ◆生活保護基準額の男女差解消 ◆「男女雇用機会均等法」成立 ◆「国民年金法」の一部改正公布 ◆「船員法」の一部改正公布 ◆国公立大初の女性学長誕生		◆那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 ◆那覇市婦人問題会議設置 ◆第 1 回那覇市政を語る女性のつどい開催 ◆第 1 回うないフェスティバル開催
1986 年 昭和 61 年		◆男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ◆職業パイロット試験に女性が合格 ◆女性ボイラー技師、女性クレーン運転手誕生 ◆婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） ◆婦人問題有識者会議開催 ◆日本初の女性党首誕生（土井たか子）		
1987 年 昭和 62 年		◆婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ◆「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定		◆那覇市婦人問題会議から答申「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」について（女性行政担当窓口として「女性課」設置を提言）
1988 年 昭和 63 年		◆海上保安庁に女性船長誕生 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議 ◆横浜女性フォーラム開館（女性センターブームに）	◆バスガイド 35 歳定年訴訟	◆「那覇市女性行動計画」策定 ◆経済部に女性室を設置（室長・主査・主事の計 3 人） ◆那覇市婦人問題会議等、固有名詞の“婦人”をすべて“女性”に変更 ◆那覇市の 3 大祭りの一つである「じゅり馬まつり」廃止
1989 年 平成元年		◆学習指導要領が告示され、家庭科は男女共修となる ◆セクシュアル・ハラスメント問題浮上		◆女性室が経済部から総務部へ機構変え
1990 年 平成 2 年	◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択→指導的地位につく女性の割合を 95 年までに 30%とする ◆国連婦人の地位委員会拡大会期 ◆国連難民高等弁務官に緒方貞子就任	◆東京地裁「男女昇格差別」無効判決	◆南西航空「スチュワーデス」ストライキ	◆初の女性部長誕生（神山陽子） ◆「なは女性情報誌」創刊 ◆「なは女性史」編さん事業で、女性史編さん員採用（単年度）
1991 年 平成 3 年		◆「育児休業法」公布 ◆婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ◆「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画（第 1 次改定）」決定→国の審議会の女性の割合を 95 年までに 15%にする男女共同参画型社会の実現を基本 ◆韓国人元従軍慰安婦、補償求め提訴 ◆生涯出生児数が戦後最低に（1.57 人）	◆沖縄県教育委員会初の女性教育委員長誕生（赤嶺千壽） ◆初の女性編集局長誕生（由井晶子・沖縄タイムス社） ◆初の女性副知事誕生（尚弘子）	◆「家族看護休暇」（1 年以内）導入 ◆女性室定数改正（室長・主査 2 の計 3 人） ◆「市民女性学講座」開講 ◆市制 70 周年記念講演開催（講師・澤地久枝）

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1992 年 平成 4 年		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣設置 ◆介護休業等に関するガイドラインを策定 ◆初のセクハラ訴訟(福岡地裁)原告女性の訴えを認める	◆知事公室に女性政策室を設置	◆育児休業の条例制定 ◆教育委員会初の女性教育委員長誕生(森田清子) ◆「那覇市女性行動計画」推進プラン策定 ◆那覇市女性史編集委員会発足 ◆なは女性史ワーキンググループ設置 ◆男性職員 2 人が育児休業取得
1993 年 平成 5 年	◆世界人権会議(ウィーン)開催 ◆国連世界人権会議NGOで「従軍慰安婦問題」論議 ◆女性に対する暴力撤廃宣言	◆中学校家庭科の男女共修開始 ◆初の女性衆議院議長誕生(土井たか子) ◆全国フェミニスト議員連盟「自治体男女平等度コンテスト」実施 ◆「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	◆「沖縄県行動計画～DE I G Oプラン 21～」策定 ◆「DE I G Oプラン 21 推進月間」を設置(7月) ◆財団法人おきなわ女性財団設立 ◆沖縄県女性模擬県議会開催	◆人材リスト登録着手 ◆女性総合センター建設に向けて調査 ◆那覇市女性国内研修「日本女性会議」及び「女性学・ジェンダー研究フォーラム」参加者補助金交付要綱施行
1994 年 平成 6 年	◆国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」提唱 ◆国際家族年	◆総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置 ◆「女子差別撤廃条約」実施状況第2回及び第3回報告審議 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆高校家庭科の男女共修開始 ◆'94 アジア女性起業家会議 ◆「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」法制審議会了承 ◆日本女性初の宇宙飛行士誕生(向井千秋)	◆「DE I G Oプラン 21」推進地域協議会開催 ◆2代目女性副知事に東門美津子就任 ◆NGOフォーラム北京'95 沖縄県実行委員会結成	◆男女平等啓発誌「中学生のためのなぜなぜBOOK」発刊 ◆「働く那覇の女性たち」(女子労働実態調査)発刊 ◆女性室定数改正(室長・主査3の計4人) ◆那覇市女性行政推進委員会設置(助役が会長、部長級で構成) ◆「那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定 ◆「なは女性史証言集」発刊
1995 年 平成 7 年	◆第4回世界女性会議及びNGOフォーラム(北京)開催・ナイロビ将来戦略の評価と見直し ・2000年までの指針「行動綱領」(キーワードは「エンパワーメント」)と「北京宣言」を採択	◆「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化) ◆10月を「仕事と家庭を考える月間」と定める	◆県警交通部交通機動隊初の女性白バイ隊員採用 ◆9月の「米兵による少女暴行事件」で女性たちの運動活発(「強姦救援センター・沖縄」RE I C O設置等)	◆第4回世界女性会議(NGOフォーラム北京'95)参加者へ補助支援 ◆第6回女性問題全国都市会議(県外45市・県内市町村から170人参加)開催
1996 年 平成 8 年	◆R S C A P主催「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議」(ソウル)	◆男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ◆「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ◆「母体保護法」成立・施行 ◆男女共同参画推進会議(えがりてネットワーク)発足	◆県警、性犯罪捜査員として婦警を配置 ◆沖縄県女性総合センター「ていする」オープン ◆牧志交番に女性相談所「レディス・サポートコーナー」設置	◆なは女性センターオープン(10月1日) ◆なは女性センター条例・規則施行 ◆乳幼児健康支援デイサービス事業開始
1997 年 平成 9 年		◆「男女共同参画審議会設置法」施行 ◆「介護保険法」成立 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」成立 ◆「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立	◆「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DE I G Oプラン 21～」改定 ◆中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議開催	◆那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向けての提言」 ◆那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第5条に係る運用方針の制定 ◆小中学生による男女平等についての作文集発行 ◆「あけもどろ那覇女性の会」発会 ◆那覇市女性人材リスト要領施行

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1998 年 平成 10 年				◆なは男女共同参画都市宣言（9 月 28 日） ◆第 2 次那覇市女性行動計画「なは男女平等推進プラン」策定 ◆情報誌「うない遊び」編集委員会要領施行 ◆なは女性史（近代編）「なは・女のあしあと」発刊
1999 年 平成 11 年		◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）		
2000 年 平成 12 年	◆国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催	◆「男女共同参画社会基本計画」閣議決定 ◆「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ◆「児童虐待防止法」公布・施行 ◆「介護保険法」施行		
2001 年 平成 13 年		◆男女共同参画会議・男女共同参画局の設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第 1 回男女共同参画週間 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行		◆県内初の女性助役誕生（伊藝美智子） ◆なは女性史編さん事業終了 ◆総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称
2002 年 平成 14 年		◆アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	◆「沖縄県男女共同参画計画（DEIGOプラン）」策定	◆那覇市女性問題会議等、固有名詞の“女性”をすべて“男女共同参画”に名称変更
2003 年 平成 15 年		◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布・施行 ◆第 4 回・第 5 回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	◆「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行	◆「那覇市男女共同参画行政推進委員会規定」施行 ◆第 2 次男女共同参画計画「なは男女平等推進プラン」改訂版発行
2004 年 平成 16 年		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法 公布・施行		
2005 年 平成 17 年	◆第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」（ニューヨーク）開催	◆「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行	◆「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行 ◆「沖縄県次世代育成支援行動計画」策定	◆「那覇市男女共同参画推進条例」施行 ◆「ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領」施行

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
2006 年 平成 18 年		◆「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◆「沖縄県配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 ◆「女性問題懇話会」廃止 ◆沖縄県女性総合センターの名称変更と指定管理者制度の導入 ◆「男女共同参画行政推進本部」設置	◆総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置（組織改変により市民平和交流室と統合） ◆なは女性センター10周年記念講演会開催（講師：広岡守徳）
2007 年 平成 19 年		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法 公布 ◆「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ◆「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ◆「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ◆「男女雇用機会均等法」施行	◆「沖縄県男女共同参画計画（後期）」策定	◆那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画策定に向けての提言」
2008 年 平成 20 年		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行		◆那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱の一部改正 ◆「第3次那覇市男女共同参画計画」策定
2009 年 平成 21 年		◆全国共通の番号による「DV相談ナビ」スタート ◆内閣府「女性首長大集合！」開催	◆「沖縄県次世代育成支援計画後期（おきなわ子ども・子育て応援プラン）」策定	◆男女参画グループ設置 ◆那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業
2010 年 平成 22 年	◆第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）開催	◆「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◆「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	◆「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」改定 ◆「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	◆男女参画グループ組織改編（主幹・主査の計2人）
2011 年 平成 23 年	◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足			◆平和交流・男女参画室から平和交流・男女参画課へ組織改編
2012 年 平成 24 年	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	◆「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 ◆女性活躍・子育て担当大臣新設 ◆「子ども・子育て支援新制度」成立	◆「第4次沖縄県男女共同参画計画（DEIGOプラン）」策定	◆「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
2013 年 平成 25 年		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◆「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け		◆プライド・イベント「ピンクドット沖縄」初開催（共催事業）

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
2014 年 平成 26 年	◆第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆内閣府「全ての女性が輝く社会作り本部」設置、担当大臣として女性活躍担当大臣新設 ◆首相官邸「輝く女性応援会議」開催 ◆「少子化社会対策大綱」閣議決定 ◆「次世代育成支援法」改正 ◆「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等」施行		◆県都初・女性市長に城間幹子就任 ◆「なは市民協働プラザ条例」公布 ◆「なは女性センター規則」公布
2015 年 平成 27 年	◆第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)開催	◆「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ◆「子ども・子育て支援法」改正	◆「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	◆市立中学全 17 校で「思春期の心と体のための意識啓発事業」CAPプログラム実施 ◆「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(通称・レインボーなは宣言)発表(7 月 19 日)
2016 年 平成 28 年	◆「第 1 回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」(バンコク)開催	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ◆「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を適切に講じなければならない)	◆「第 5 次沖縄県男女共同参画計画(DEIGOプラン)」策定 ◆沖縄県特定事業主行動計画「県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プラン」策定	◆那覇市「パートナーシップ登録」制度開始(7 月 8 日) ◆琉球大学法科大学院と「性の多様性の尊重に関する連携・協力に関する協定」締結 ◆センター開設 20 周年記念事業「レインボーなは 性の多様性を尊重するまちづくり」 講師:サブリナ・シズエ・マッケナ(ハワイ州最高裁判所判事)
2017 年 平成 29 年	◆先進国首脳会議(G7)「ジェンダー平等のためのロードマップ」採択	◆「刑法の一部を改正する法律」成立・施行 (1.強姦罪の強制性交等罪への変更等、2.性犯罪の非親告罪化、3.監護者による性犯罪に関する規定の新設、4.強盗強姦罪の構成要件の見直し、5.性犯罪に関する法定刑の引き上げ)		◆「第 4 次那覇市男女共同参画計画への提言について」諮問 ◆教育委員会が「学校における L G B T への配慮に関する指針」策定 ◆「那覇市男女共同参画研修参加費補助金」事業開始
2018 年 平成 30 年		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		◆市立の全小中学校(53 校)で「男女混合名簿」導入
2019 年 令和元年		◆「女性活躍推進法の一部を改正する法律」成立	◆沖縄県平和援護・男女参画課から「女性力・平和推進課」へ改称	◆「第 4 次那覇市男女共同参画計画への提言について」答申 ◆男女参画グループ定数改正(担当副参事・主幹・主査の計 3 人)

10 那覇市男女共同参画に関する市民意識調査

1. 調査の目的

那覇市は、平成 10 年に「なは男女共同参画都市宣言」、平成 17 年に「那覇市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 20 年度から「第 3 次那覇市男女共同参画計画（以下、「現行計画」）」に基づき、様々な施策に取り組んできた。平成 29 年度は現行計画の最終年度を迎えるにあたり、「第 4 次那覇市男女共同参画計画（以下、「本計画」）」策定に向けた取り組みも進めてきた。

平成 28 年に女性活躍推進法が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた女性の社会進出の支援や、子育て支援等において企業の役割が期待されている。

本計画の策定にあたり、事業者の男女共同参画に関する意識や実態、期待されるニーズ等の把握とともに、施策策定の基礎として活用することを目的に、調査を実施した。

2. 調査の内容

- ① 調査対象：20 代～70 代の市民 男女 3,000 人
- ② 調査期間：平成 29 年 10 月 5 日（木）～11 月 20 日（月）まで
- ③ 調査方法：郵送による配布・回収
- ④ 回収状況：

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000 件	1,070 件	35.6%

回答者の性別・年代別構成比

	(人)	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	無回答	合計
全体 (%)		13.6	18.4	21.5	16.3	16.2	13.6	0.6	100.2
男性 (%)	460	13.3	15.4	27.8	15.7	16.5	10.7	0.7	100.1
女性 (%)	605	13.9	20.7	16.7	16.7	16.0	15.5	0.5	100.0
その他 (%)	2	—	50.0	50.0	—	—	—	—	100.0
無回答 (%)	3	—	—	—	33.3	—	66.7	—	100.0
実数 (人)	1,070	145	197	230	174	173	145	6	

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

⑤ 調査項目

- ・男女平等に関する意識について
- ・家庭生活について
- ・仕事について
- ・老後の生活について
- ・配偶者等からの暴力について
- ・性の多様性について
- ・男女共同参画社会について

11 那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査

1. 調査の目的

那覇市は、平成 10 年に「なは男女共同参画都市宣言」、平成 17 年に「那覇市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 20 年度から「第 3 次那覇市男女共同参画計画（以下、「現行計画」）」に基づき、様々な施策に取り組んできた。平成 29 年度は現行計画の最終年度を迎えるにあたり、「第 4 次那覇市男女共同参画計画（以下、「本計画」）」策定に向けた取り組みも進めてきた。

平成 28 年に女性活躍推進法が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた女性の社会進出の支援や、子育て支援等において企業の役割が期待されている。

本計画の策定にあたり、事業者の男女共同参画に関する意識や実態、期待されるニーズ等の把握とともに、施策策定の基礎として活用することを目的に、那覇市内事業者を対象に調査を実施した。

2. 調査の内容

- ① 調査対象：那覇商工会議所加盟企業 1,000 社
- ② 調査期間：平成 29 年 10 月 5 日（木）～11 月 20 日（月）まで
- ③ 調査方法：郵送による配布・回収
- ④ 回収状況：

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000 件	312 件	31.2%

⑤ 調査項目

- ・事業所での女性も男性も対等に活躍できる環境づくりに向けた取り組みについて
- ・事業所において、男女共に働いていくための女性にとっての課題について
- ・「ポジティブ・アクション」について
- ・職場環境や風土の改善や、男女共同参画社会形成への取り組みについて
- ・ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、アルハラ）や、その対応等について
- ・各種休業制度の規定の有無や職員の取得実績や制度の利用等について
- ・LGBTを含む性的マイノリティ等に対する取り組みについて
- ・女性の社会進出について
- ・男女共同参画社会の実現を目指すうえで、必要な制度等について
- ・その他